

甲賀市ホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、甲賀市広告掲載要綱（平成19年12月28日告示82号。以下「広告掲載要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき甲賀市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、用語の意義は広告掲載要項第2条各号に定義するところによるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 甲賀市が管理するWEBページのことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。
- (3) 審査会 広告掲載要綱第10条における甲賀市広告事業審査会のことをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告掲載の対象範囲等)

第4条 市ホームページに広告を掲載することができない広告主、掲載基準及びリンク先ホームページ内容の範囲は、広告掲載要綱第3条第1項及び甲賀市広告掲載基準の規定によるものとする。

2 広告のデザイン及びユーザビリティを保持するための必要な事項については、ガイドラインを別に定める。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横180ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメ可、透過GIF不可）・JPEG
- (3) データ容量 8KB以下
- (4) その他 画像のスライス（分割）不可

2 前項の他必要な事項は別に定める。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は市長が指定する。

(広告掲載の期間)

第7条 広告掲載する期間は、1か月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

3 広告掲載希望者が望むときは、市長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、市ホームページ及び広報紙等の広報印刷物で公募するものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 市ホームページへの広告掲載希望者は、甲賀市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、指定する期間内に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第10条 審査会は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に通知(様式第2号)する。

3 広告掲載希望者が、第6条に規定する枠数を超えたときは、掲載希望月数の多いものを優先する。

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、申込順により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第11条 広告掲載可の決定を受けた広告主は、掲載内容、条件及び第19条第1項の各号について遵守する承諾書(様式第3号)を市長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第 12 条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第 13 条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し決定する。

2 広告主は、広告掲載料を指定する期日までに掲載期間の全額分を納入するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第 14 条 広告の内容及びデザイン等については、市及び市ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、市長が審査を行うとともに、広告主と市が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、第 4 条に規定するものの他は、市長が別途定める。

(広告内容等の変更)

第 15 条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(2) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(3) 広告主、又はバナー広告のリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

2 前項の取消しにより、申込者に損害が生じて市長は一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第 17 条 広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げる

ことができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は甲賀市ホームページ広告掲載取下げ申出書（様式第4号）により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第18条 広告掲載要綱第7条の規定により返還する広告掲載料は、広告を掲載しなかった日の翌日から掲載を再開した日までの日数に応じた額とする。ただし、掲載しなかった期間が1日未満の場合は、広告掲載料を返還しない。

2 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

3 停電、通信回線の事故、天災等による不可抗力及びインターネットインフラの不具合により広告を掲載できなかったときは、広告掲載料の返還は行わない。

（広告主の責務）

第19条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと。

（2） 広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していること。

（3） 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うこと。

（4） 第三者から、広告に関連して損害や苦情を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決すること。

（リンク先）

第20条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに甲賀市ホームページ広告掲載内容変更届（様式第5号）により市長の了承を得るものとする。

（裁判管轄）

第21条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の第一審査の専属的管轄裁判所については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第12条の規定に従い、民事事件に関する場合は、大津地方裁判所とする。

（疑義等の決定）

第22条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

(契約等)

第 2 3 条 契約に関する事項は、甲賀市財務規則（平成 1 6 年規則第 3 3 号）第 1 0 章の規定を適用するものとする。

(その他)

第 2 4 条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は広告掲載要綱の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 2 0 年 6 月 1 0 日から施行する。

この要領は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 2 9 年 2 月 2 0 日から施行する。

年 月 日

甲賀市ホームページ広告掲載申込書

甲 賀 市 長 様

住所又は所在地 _____

会 社 名 _____

代 表 者 名 _____ ㊟

担当者職氏名 _____

連絡先 電 話 _____

F A X _____

E-mail _____

市ホームページへの広告掲載について、甲賀市ホームページ広告取扱要領第 9 条の規定に基づき、次のとおり申込ます。

掲 載 希 望 期 間	
リ ン ク 先 U R L	
業 種	
広 告 の 内 容	
法 人 等 の 概 要	
バナー提出方法	
そ の 他	

第 号
年 月 日

（広告取扱業者）様

甲賀市長

甲賀市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付けで申込のあった市ホームページへの広告掲載については、下記のとおり決定しましたので、甲賀市ホームページ広告取扱要領第 1 0 条の規定により、下記のとおり通知します。

掲 載 可 否	☐ 掲載します ☐ 掲載しません
掲載しない理由	
掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
リンク先URL	
広告掲載料金	円
そ の 他	

様式第3号（第11条関係）

承 諾 書

甲賀市ホームページ広告取扱要領第11条の規定及び 年 月
日付け 第 号の広告掲載の通知に基づき、次のとおり承諾します。

年 月 日

甲 賀 市 長

住所又は所在地 _____

会 社 名 _____

代 表 者 名 _____ 印

広告掲載位置	甲賀市ホームページ広告取扱要領第6条のとおり
広告掲載料金	円
広告料納入期限	年 月 日
広告原稿	甲賀市ホームページ広告取扱要領第5条のとおり（広告原稿が出来ている場合、下記に貼り付けてください。）

広告掲載にあたり、次のとおり誓約します。

- 1 この承諾書の記載は、事実と相違ありません。
- 2 広告の内容に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 3 甲賀市広告掲載要綱及び同基準並びに甲賀市ホームページ広告取扱要領を遵守します。

年 月 日

甲賀市ホームページ広告掲載取下げ申出書

甲賀市長様

住所又は所在地 _____

会 社 名 _____

代 表 者 名 _____ 印

担当者職氏名 _____

連絡先 電 話 _____

F A X _____

E-mail _____

年 月 日付にて決定のありました、甲賀市ホームページへのバナー広告の取下げについて、甲賀市ホームページ広告掲載取扱要領第 1 7 条の規定により申し出ます。

掲載決定期間	年 月 ～ 年 月
掲 載 取 下 げ	年 月 日以降
取り下げ理由	
そ の 他	

年 月 日

甲賀市ホームページ広告掲載内容変更届

甲賀市長様

住所又は所在地

会 社 名

代 表 者 名

担当者職氏名

連絡先 電 話

F A X

E-mail

年 月 日付にて決定のありました、甲賀市ホームページへのバナー広告の変更について、甲賀市ホームページ広告掲載取扱要領第 2 0 条の規定により届け出ます。

掲 載 期 間	年 月 ～ 年 月
リンク先URL	
広 告 の 内 容	
そ の 他	